

津地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分等取消請求事件

国側当事者・国(伊勢税務署長、名古屋西税務署長)

平成23年10月13日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	加藤 睦雄
同	林 秀明
同補佐人税理士	尾崎 豊樹
被告	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	伊勢税務署長 太田 文夫
同	名古屋西税務署長 長谷川 敏克
被告指定代理人	早川 充
同	浅野 真哉
同	渡邊 英生
同	澤井 秀治
同	瀬古 浩利
同	喜田 仁志
同	宮崎 清幸
同	小林 昭彦
同	山田 昌寛

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁(伊勢税務署長)が平成19年1月12日付けでなした、原告の平成14年分及び平成15年分の各年分の所得税の各決定処分及び重加算税の各賦課決定処分(但し、平成14年分の所得税の決定処分については、平成19年5月30日付けでなされた異議決定により、その一部について取り消された後のもの)を取り消す。
- 2 処分行政庁(伊勢税務署長)が平成19年1月12日付けでなした、原告の平成16年分の所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分(平成16年分の所得税の更正処分については、平成19年5月30日付けでなされた異議決定により、その一部について取り消され、さらに平成20年6月24日付けでなされた国税不服審判所長の裁決により、その一部について取り消された後のものであり、平成16年分の所得税の重加算税については、平成19年5月30日付けで

なされた異議決定により、その一部について取り消された後のもの。ただし、総所得金額237万円を超えない部分及び還付金の額に相当する税額540円を超える部分を除く。)を取り消す。

3 処分行政庁(伊勢税務署長)が平成19年1月12日付けでなした、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の決定処分並びに重加算税の賦課決定処分(但し、消費税及び地方消費税の決定処分については、平成19年5月30日付けでなされた異議決定により、その一部について取り消された後のもの)を取り消す。

4 処分行政庁(名古屋西税務署長)が平成19年1月12日付けでなした、平成14年1月から同年6月まで、平成14年7月から同年12月まで、平成15年1月から同年6月まで、平成15年7月から同年12月まで、平成16年1月から同年6月まで、平成16年7月から同年12月までの各期間分の源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分(但し、平成14年7月から同年12月までの期間の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税については、平成19年5月30日付けでなされた異議決定により、その一部について取り消された後のものであり、平成15年7月から同年12月までの期間の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び不納付加算税並びに平成16年7月から同年12月までの期間の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分については、平成20年6月24日付けでなされた国税不服審判所長の裁決により、その一部について取り消された後のもの)を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、有限会社Uの代表取締役を務める原告が、処分行政庁(本件における処分行政庁は、伊勢税務署長と名古屋西税務署長の2つであるが、これらを総称するとき又は両者を区別して摘示する必要がないときは、「処分行政庁」と摘示し、区別して摘示するときは、「処分行政庁(伊勢税務署長)」のように摘示する。)より、平成14年1月から平成16年12月までの間、岐阜市所在の「V」(以下「本店」という。)及び岐阜県本巣郡所在の「W」(以下「X店」という。)の二つの飲食店(以下、本店とX店を総称するときは、「本件店舗」といい、本件店舗において営まれていた飲食業を「本件事業」という。)の実質的経営者(事業所得の帰属者、給与等の支払をする者)と認定され、また、本店に係る看板等の補償金の帰属先と認定され、第1記載の各処分(以下、総称するときは、「本件各処分」という。)を受けたところ、原告は本件店舗の実質的経営者ではなく、上記補償金の帰属先でもないから、処分行政庁による本件各処分には事実認定を誤った違法があるとして、被告に対し、本件各処分の取消しを求める事案である。

1 前提事実(争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

原告は、平成9年に設立された有限会社Uの代表取締役を務める者、訴外乙(以下「乙」という。)は、平成14年2月ころから平成17年夏ころまでの間、本件事業の経理全般を担当していた者である。

(2) 本件店舗を巡る状況等

ア 本件事業を巡る権利関係

(ア) クレジットカードの加盟店契約

本件事業におけるクレジットカードの加盟店契約(以下「本件クレジット契約」という。)については、平成13年12月14日から平成14年3月1日までの間に契約若しくは申込みがなされ、いずれのクレジットカード会社との関係においても、本件店舗の代表者名及び売上代金振込指定金融機関の預金口座の名義人が、全て原告となっている上、上記預

金口座（D信用金庫北方支店普通預金口座・口座番号　　）。以下「本件原告口座」という。）は、原告自身によって、平成13年11月7日に開設されたものである。

(イ) ライフライン、厨房機器保守契約等

平成14年8月23日に申し込みがされた本店の厨房機器保守契約の申込人は原告であり、X店の機械警備の開始時期は、平成13年12月20日であるところ、その料金の請求書の名宛人は原告である。

また、本店の電話サービス及び水道供給契約並びに本件店舗の電気供給契約について、その契約当事者は、いずれも原告である。

イ 事業から生じた売上金の管理形態

本件店舗の売上げは、販売時点情報管理システム（POSシステム）を導入したレジスターにより管理され、同レジから日計の総売上传票（以下「レジレポート」という。）を出力して日々の売上金を管理する形態となっていた。

ウ 本件事業における経費の負担関係

(ア) 人件費

乙は、本件店舗の従業員各人のタイムカードから給与計算を行い、これに基づいて給与が支払われていた。

(イ) 借地料

乙は、本件店舗の売上金から、本件店舗及び本店に附属する駐車場の借地料を地主に支払っていた。なお、地代の値下げ交渉を行ったのは、原告自身である。

(ウ) その他の経費

乙は、その管理する売上金から、酒類の仕入れ及び電気、ガス、水道等の公共料金の支払を行っていた。

エ クレジットカード決済による売上金の状況

本件店舗のクレジットカード決済による売上金は、全て本件原告口座に入金されていた。

オ 本件事業に係る土地及び建物を巡る権利関係

(ア) 本店について

本店に係る土地及び建物は、本件店舗の元経営者である訴外丙（以下「丙」という。）が所有していた別表4「本件事業に係る土地及び建物」（以下「別表4」という。）の物件1ないし4の各土地（以下「本店土地A」という。）及び物件6の建物（以下「本店建物」という。）、訴外丁ほか2名が所有する別表4の物件8の土地（以下「本店土地B」という。）及び訴外戊が所有する別表4の物件9の土地（以下「本店土地C」という。）であり、本店土地A上には丙が所有していた別表4の物件5の建物（以下「遊技場建物」という。）があり、それぞれの権利関係及び契約関係は別表5「本件事業に係る土地及び建物の権利関係」（以下「別表5」という。）及び別表6「本件事業に係る土地及び建物の契約関係」（以下「別表6」という。）のとおりである。

本店土地A及び本店建物については、別表6のとおり賃貸人を丙、賃借（転貸）人を訴外F（以下「F」という。）、転借人を訴外G（Gのこと。平成12年11月2日、養子縁組により、Gと改姓。以下、改姓の前後を通じて「G」という。）とする各賃貸借契約書及び転貸借契約書が作成されている。また、本店土地A及び本店建物は、競売手続による3回の売却実施を経て最終的に特別売却により原告が取得している。

(イ) X店について

X店に係る土地及び建物は、丙が所有していた別表4の物件7の建物（以下「X店建物」という。）及びX店建物の敷地並びに駐車場として利用されていた訴外Hが所有する別表4の物件10の土地（以下「X店土地」という。）であり、それぞれの権利関係及び契約関係は別表5及び別表6のとおりである。

X店建物については、転貸人をF、転借人を乙とする転貸借契約（以下、「X店転貸借契約」といい、作成された契約書を「X店転貸借契約書」という。）が締結されている。また、X店建物は、競売手続による2回の売却実施を経て、最終的に3回目の売却実施時に原告が落札している。

そして、X店土地については、原告自身が、地主の訴外Hとの間で平成14年2月4日、事業用借地権設定契約を締結している。

(3) 補償金支払の経緯

ア 原告は、平成15年5月8日、岐阜市土木部道路建設課所属の職員と自ら面接し、丙から本店土地Cに設置された看板及び本店土地Bに設置された照明灯（以下、上記看板と総称するときは、「本件看板等」という。）を譲り受けていると明言した上で、岐阜市が施行するI道路改良事業（以下「本件道路改良事業」という。）に基づく本件看板等の移転の話を進めてほしい旨申し出た。

イ 原告は、平成15年10月27日、岐阜市との間で、本件看板等の移転及びこれに伴い通常生じる損失に対する補償金（本件補償金）として、岐阜市が原告に対して304万6416円を支払うことを内容とする物件移転補償契約書と岐阜市が本件道路改良事業を施行するに当たり、本件看板等を撤去することを内容とする覚書をそれぞれ取り交わした。

ウ 岐阜市は、同年11月14日、本件補償金の一部である213万円を、同月21日に残りの91万6416円を、それぞれ、原告が指定した原告名義の預金口座（当時の株式会社J銀行西春支店普通預金口座・口座番号 ）に振り込み送金した。

(4) 課税処分の経緯

ア 申告所得税関係

(ア) 原告は、平成14年1月から平成16年12月までの間の本件事業から得た所得及び本件補償金に関し、所得税の確定申告をしなかった。

(イ) 処分行政庁（名古屋西税務署長）は、平成19年1月12日付けで、原告に対し、別表1「所得税の課税処分等の経緯」（以下「別表1」という。）の「本件所得税処分」欄記載のとおり、平成14年分の総所得金額を1497万5569円（事業所得1263万5569円、給与所得234万円）、同納付すべき税額を257万7000円、同重加算税の額を102万8000円、平成15年分の総所得金額を1562万4090円（事業所得1285万0882円、給与所得150万円、一時所得127万3208円）、同納付すべき税額を296万1600円、同重加算税の額を118万4000円とする各所得税の決定処分及び重加算税の各賦課決定処分、並びに平成16年分の総所得金額を1473万1633円（事業所得1236万1633円、給与所得234万円、雑所得3万円）、同納付すべき税額を257万0300円、同重加算税の額を102万8000円とする所得税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分をした。

イ 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）関係

(ア) 原告は、平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る本件店舗における飲食業において生じた課税資産の譲渡等の対価について、消費税等の確定申告をしなかった。

(イ) 処分行政庁（名古屋西税務署長）は、平成19年1月12日付けで、原告に対し、別表2「消費税及び地方消費税の課税処分等の経緯」（以下「別表2」という。）の「本件消費税等決定処分」欄記載のとおり、課税標準額を1億0466万8000円、消費税等の納付すべき税額を523万3300円（消費税額418万6720円、地方消費税額104万6600円）、同重加算税の額を209万2000円とする消費税等の各決定処分及び重加算税の賦課決定処分をした。

ウ 源泉所得税関係

(ア) 原告は、平成14年1月から平成16年12月までの間の本件店舗における飲食業に使用していた従業員に対して支払った給与に係る源泉所得税を全く納付しなかった。

(イ) 処分行政庁（名古屋西税務署長）は、平成19年1月12日付けで、原告に対し、別表3「源泉所得税の納税告知処分等の経緯」（以下「別表3」という。）の「納税告知処分等」欄記載のとおり、源泉所得税の額を1056万1314円（詳細は、別表3の付表「源泉所得税の額及び不納付加算税の額の内訳」（以下「別表3の付表」という。）の「納税告知処分」欄参照。）、不納付加算税の額を105万2000円（詳細は、別表3の付表「賦課決定処分」欄参照）とする源泉所得税の納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分をした。

エ 原告は、同年3月1日、処分行政庁（名古屋西税務署長）に対し、上記アないしウの各(イ)記載の各処分（以下「本件原処分」という。）の取消しを求めて異議申立てをしたところ、同年5月30日、次の(ア)ないし(ウ)のとおり、本件原処分の一部が取り消されて変更されたものの、その余の異議は全て棄却された（以下「本件異議決定」という。）。

(ア) 別表1の「異議決定」欄記載のとおり、平成14年分の総所得金額を1497万0484円（事業所得1263万0484円、給与所得234万円）、同納付すべき税額を257万6100円、平成16年分の総所得金額を1472万9992円（事業所得1235万9992円、給与所得234万円、雑所得3万円）、同納付すべき税額を256万9700円、同重加算税の額を102万4000円にそれぞれ変更し、これを上回る部分について、本件原処分を取り消す。

(イ) 別表2の「異議決定」欄記載のとおり、課税標準額を1億0465万4000円、消費税等の納付すべき税額を523万2600円（消費税額418万6160円、地方消費税額104万6500円）にそれぞれ変更し、これを上回る部分について、本件原処分を取り消す。

(ウ) 別表3の「異議決定」欄記載のとおり、源泉所得税の額を1055万2414円（詳細は、別表3の付表の「異議決定」欄の中の「源泉所得税の額」欄参照。）、不納付加算税の額を105万1000円（詳細は、別表3の付表の「異議決定」欄の中の「不納付加算税の額」欄参照。）にそれぞれ変更し、これを上回る部分について、本件原処分を取り消す。

オ 原告は、同年6月25日、国税不服審判所長に対し、本件各処分のうち、本件訴訟において取消しを求める部分と同じ部分の取消しを求め、審査請求をしたが、同所長は、平成20

年6月24日付けで、次の(ア)及び(イ)のとおり、本件異議決定の一部を取り消したが、その余の審査請求を全て棄却する旨の裁決をした。なお、原告は、平成20年3月27日、住所を変更したことにより、所得税及び消費税等に係る処分行政庁が名古屋西税務署長から伊勢税務署長に承継された。

(ア) 別表1の「裁決」欄記載のとおり、平成16年分の総所得金額を1470万6883円(事業所得1233万6883円、給与所得234万円、雑所得3万円)、同納付すべき税額を256万2800円にそれぞれ変更し、これを上回る部分について、本件異議決定を取り消す。

(イ) 別表3の「裁決」欄記載のとおり、源泉所得税の額を1054万4234円(詳細は、別表3の附表の「裁決」欄の中の「源泉所得税の額」欄参照。)、不納付加算税の額を105万円(詳細は、別表3の附表の「裁決」欄の中の「不納付加算税の額」欄参照。)にそれぞれ変更し、これを上回る部分について、本件異議決定を取り消す。

(5) 原告が本件事業の実質的経営者であり、本件補償金の帰属先であるとし、推計課税の必要性・合理性が認められた場合の納付すべき税額は、本件各処分の金額である。

2 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)(本件事業に係る所得の帰属主体)

(被告の主張)

一般に、事業所得の帰属者は、自己の計算と危険の下で継続的に営利活動を行う事業者のことを指すところ、これに該当するか否かは、当該事業が営まれている事業所を巡る権利関係、事業から生じた売上金の管理形態、経費の負担関係、従業員に対する指揮監督状況等を総合して判断されるべきであり、本件においても、以下の各事情を総合的に考慮すれば、本件事業に係る所得の帰属主体は原告であり、本件事業に係る給与等の支払をする者であると認められる。

ア 本件事業を巡る権利関係

(ア) クレジットカードの加盟店契約

本件クレジット契約については、平成13年12月14日から平成14年3月1日までの間に契約若しくは申込みがなされ、いずれのクレジットカード会社との関係においても、本件店舗の代表者名及び売上金の振込み指定口座の口座名義人のいずれもが、原告となっている上、本件原告口座は、原告自身によって、平成13年11月7日に開設されたものである。

(イ) ライフライン、厨房機器保守契約等

平成14年8月23日に申込みがされた本店の厨房機器保守契約の申込人は原告であり、X店の機械警備の開始時期は、平成13年12月20日であるところ、これは、原告が本件事業の経営を始めた後の時点である。

また、本店の電話サービス及び水道供給契約並びに本件店舗の電気供給契約について、その契約当事者はいずれも原告である。

イ 事業から生じた売上金の管理形態

本件店舗の売上げは、販売時点情報管理システムを導入したレジスターにより管理され、同レジスターからレジレポートを出力して日々の売上金を管理する形態となっていたところ、本件店舗の従業員は、これにより把握されたその日の売上金額、店舗で支払った経費、クレジット売上げ及び差引現金残高等を封筒に記載して封筒メモを作成し、本件封筒の中に

売上金である現金を入れて、乙に渡し、乙が、封筒メモに記載された差引現金残高と同封筒内の現金が一致することを確認した後、これを同人の自宅に持ち帰って保管していた。乙は、その現金の中から、本件事業に係る必要経費（所得税法183条1項に規定する給与等の必要経費のことである。）や原告が個人的な支出に必要であるとして要求した金銭を支出していた。

このような本件事業から生じた売上金の管理形態に照らせば、原告が、乙が保管する売上金の現金残高を確認しながら、乙を通じて本件事業の売上金の管理を行っていたというべきである。

ウ 本件事業における経費の負担関係

(ア) 人件費

乙は、原告の指示に基づき、本件店舗の従業員各人のタイムカードから給与計算を行い、源泉所得税額に相当する金額を差し引いた金額を給与等として、給与明細書とともに従業員ごとに作成した封筒の中に入れて、本件店舗の各店長に渡していた。

(イ) 借地料

乙は、原告の指示に基づき、その管理する売上金から、本件店舗及び本店に附属する駐車場の借地料を地主に支払っていた。なお、地代の値下げ交渉を行ったのは、原告自身である。

(ウ) その他の経費

乙は、原告の指示に基づき、その管理する売上金から、酒類の仕入れ及び電気、ガス、水道等の公共料金の支払を行っていた。なお、本件店舗の酒類の仕入れ先の従業員は、原告から、「自分が経営を始めた」、「全部俺が引き継いだ」などの発言を聞いているほか、値段や納品物の種類の交渉は全て原告と行い、原告以外の経営者は知らない旨供述している。

エ 従業員に対する指揮監督状況

(ア) 従業員の採用

従業員の募集広告に記載する賃金の額を決定したのは原告であり、従業員の採用面接及び決定も、原告の指示に従って、本件店舗の店長又は乙が行っていた。

(イ) 賃金その他の労働条件の決定等

原告は、本件店舗の店長から従業員の勤務状況及び勤続年数の報告を受けて、採用後の従業員の賃金を決定していたほか、皆勤手当の廃止、欠勤時の日割給与減額制度の導入等を決定し、これを自ら従業員に説明していた。

オ 売上金の費消状況

原告は、乙に対し、領収証やクレジットカードの明細表を渡すなどして、乙が保管していた本件店舗の売上金から金員を取得するなどして、全て費消していたほか、従業員の給与などから源泉所得税分として天引きしていた現金もこれを納税することなく、費消していた。また、本件店舗のクレジットカード決済による売上金は、全て原告名義の銀行口座に入金されていた。

カ 本件事業に係る土地及び建物を巡る権利関係

(ア) 本店について

本店に係る土地及び建物は、本件店舗の元経営者である丙が所有していた本店土地A及

び本店建物、本店土地B並びに本店土地Cであり、本店土地A上には丙が所有していた遊技場建物があり、それぞれの権利関係及び契約関係は別表5及び別表6各記載のとおりである。

本店土地A及び本店建物については、別表6のとおり賃貸人を丙、賃借（転貸）人をF、転借人をGとする各賃貸借契約及び転貸借契約書が作成されているが、これはいずれも、非正常な短期賃借権（濫用的賃借権）の典型的なものであり、本件事業の帰属主体の考慮要素になりえないものである。また、本店土地A及び本店建物は、3回の売却実施を経て最終的に特別売却により比較的安価に原告が取得しているものであり、このような経緯に照らすと、本件事業にかかる所得の真実の帰属者である原告が、短期賃借権を濫用して公正な競売入札を妨害し、本店土地A及び本店建物を安価に買い受けたことが推認される。

(イ) X店について

X店に係る土地及び建物は、丙が所有していたX店建物及びX店建物の敷地並びに駐車場として利用されていた訴外Hが所有するX店土地であり、それぞれの権利関係及び契約関係は別表5及び別表6各記載のとおりである。

X店建物については、転貸人をF、転借人を乙とするX店転貸借契約が締結され、X店転貸借契約書が作成されているが、同契約の当事者である乙は、その内容が真実のものでないことを供述しており、本件事業の帰属主体の考慮要素になりえないものである。また、X店建物は、2回の売却実施を経て、最終的に3回目の売却実施時に比較的安価に原告が取得しているものであり、このような経緯に照らすと、本件事業にかかる所得の真実の帰属者である原告が、短期賃借権を濫用して公正な競売入札を妨害し、X店建物を安価に買い受けたことが推認される。

そして、X店土地については、原告自身が、地主との間で事業用借地権設定契約を締結しており、このことは、まさしく、X店での飲食業を原告が営んでいたことを示すものである。

(ウ) 以上によれば、本店土地A、本件建物及びX店建物の形式的な法律関係は、本件事業に係る所得の帰属主体の考慮要素とはならず、その実態に照らすと、本件事業に係る所得の真実の帰属者が原告であることを推認させる事情であるといえるものである。

(原告の主張)

以下の各事情を総合的に考慮すれば、本件事業に係る所得の真実の帰属者が原告であるとは認められない。

ア 原告は、平成13年11月ころ、その当時本件店舗を経営していた丙から、原告の名義を貸すよう懇願され、Gからも、丙から本件店舗の営業を引き継ぐことになったが、名前を公にできないので原告の名義を貸してほしい、丙の債権者が押しかけてくると店の経営ができないので、丙と関係なく経営していることにしてほしいなどと頼まれた。原告は、飲食店を経営したことはなかったが、世話になった丙及びGの頼みであり、名前を貸すだけのことであったため、これを快く引き受けたのである。また、預金口座の開設、電気、ガス及び水道の各契約、仕入れ業者との交渉についても、原告がGの指示どおりに動いただけである。

このように、本件事業に係る各種契約等の名義人が原告となっているのは、丙及びGから名義を貸すように頼まれた結果であるにすぎない。

イ 本店の電気供給契約は、平成14年7月ころ以降は、Gの名義に変更され、また、遊技場

建物の中で営業されているカラオケ店及びマンガ喫茶（以下「本件遊技場事業」という。）については、Gが実質的な経営者であることについて、被告も争っていないところ、本件遊技場事業の水道供給契約についても、原告は自らの名義を貸しているのであり、本件店舗と本件遊技場事業とで、実質的な経営者を分ける根拠は全くない。また、Gは、本店に隣接するカラオケ店や漫画喫茶の飲食等を本店から仕入れ、その仕入れ経費を本店の経費に計上していたことに照らすと、本件店舗の収益の実質的享受者はGである。原告が収受した金員もGの了解の下に原告が収受したにすぎない。

ウ 被告の主張は、乙の税務調査段階の供述及び法廷における証言（以下、総称して「乙証言等」という。）にその多くを依拠しているところ、乙証言等には、次のような問題点があり、その内容は虚偽であって、信用できない。

(ア) 乙は、種々の領収書を示して、本件店舗の売上金から原告の個人的な用途に費消した費用に充当した旨述べるが、原告が本件店舗の売上金から充当したのは、平成16年2月、同年6月及び同年9月の各旅行の旅費、通信費並びに交通費のみであり、その余の費用は全て原告の手持ち現金から支払っている。事情をよく知る乙が、本件店舗の経費のように装った可能性を否定できない。

(イ) 乙は、自らの個人的用途に本件店舗からの売上金を充当している疑いが濃厚であり、乙の収支メモに記載された金額を原告が受領したことはなく、経費を多大に計上した上で、その残金をGに渡していたものと推認することができる。例えば、平成16年9月の旅行の際のレンタカー代等として、9万1045円を受け取ったとする点については、現実に原告が受け取ったのは、3万4980円のみである。

(ウ) その他、乙証言等の問題点は、別紙「証人乙の陳述内容・供述・証言内容についての問題点・矛盾点ないし信用性のないこと」と題する書面記載のとおりである。

エ 本件店舗の競売事件において、執行官は、本件店舗のいずれについても、Gを占有者と認定し、原告を占有者とは認定していない。

オ 本件店舗の従業員の多くが、本件店舗の社長が原告である旨供述するとしても、そのことから直ちに本件店舗の収益の実質的享受者が原告であると認めることはできない。そして、このような供述は、乙が原告のことを社長と呼んでいたからにすぎないと推認されるのであり、従業員が、本当の経営者が誰であるかを知っていたとは認められない。

(2) 争点(2) (本件補償金の帰属主体)

(被告の主張)

次の各事情に照らせば、本件補償金が原告に帰属していることは明らかである。

ア 原告は、岐阜市土木部道路建設課所属の職員と自ら面接し、丙から本件看板等を譲り受けていると明言した上で、本件道路改良事業に基づく本件看板等の移転の話を進めてほしい旨申し出た。

イ 原告は、平成15年10月27日、岐阜市との間で、本件看板等の移転及びこれに伴い通常生じる損失に対する補償金（本件補償金）として、岐阜市が原告に対して304万6416円を支払うことを内容とする物件移転補償契約書と岐阜市が本件道路改良事業を施行するに当たり、本件看板等を撤去することを内容とする覚書をそれぞれ取り交わした。

ウ 岐阜市は、同年11月14日、本件補償金の一部である213万円を、同月21日に残りの91万6416円を、それぞれ、原告が指定した原告名義の銀行預金口座に振り込み送金

した。

エ 本件補償金の帰属に関する原告の主張は、税務調査、国税不服審査及び本訴の間で再三変遷している上、本件補償金がGに帰属することを前提にGの原告に対する債務に充当した旨のGの国税不服審判所における申述や証人尋問の際の証言とも整合しない。

(原告の主張)

次のとおり、本件補償金の真の帰属主体は、丙であり、原告ではない。

ア 被告主張の外形的事実は争わないが、いずれも丙の依頼に基づいて行ったものにすぎず、その実態はない。

イ 原告は、岐阜市から支払を受けた本件補償金を全て丙に渡している。(213万円は、平成15年11月25日ころ、91万6416円は同年12月10日ころ)

ウ 原告の税務調査時の主張に変遷はない。また、Gの証言は、本店の敷地にはほかにも電飾看板があったから、それと混同していた可能性があり、少なくとも、証人尋問の際の証言においては、本件看板等が丙の所有であることを認めている。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

事業所得の帰属者は、自己の計算と危険の下で継続的に営利活動を行う事業者を意味すると解されるところ、このような者に当たるか否かは、当該事業が営まれている事業所を巡る権利関係、事業から生じた売上金の管理形態、経費の負担関係、従業員に対する指揮監督状況等を総合的に考慮して判断されるべきものであると解される。

本件においては、本件事業の収益の帰属者を決する重要な直接証拠は、乙証言等であるところ、その信用性が争われているから、まずその点を決し、それを前提に、争点(1)について判断を加える。

(1) 乙証言等の信用性

ア 乙証言等の内容は、本件店舗の売上げに係る収支の明細を記載した書面等に基づくものであり、本件店舗の各店長や従業員により日常的な業務の過程で作成された本件事業に係る金銭のフローやストックに関する資料(レジレポート、銀行の封筒、出納帳、営業日報等の記載)等の他の客観的証拠に沿う上、本店土地Cの地主である訴外戊、X店土地の地主(訴外H)の子である訴外K及び仕入先の担当者である訴外Lの供述とも一致し、自然かつ合理的で、迫真性にも富んだ一貫性のある具体性の高い詳細なものである。また、原告による反対尋問にも耐え、いささかの動揺もない。

したがって、乙証言等は、基本的に信用できると認められる。

イ 原告は、種々の事情を指摘し、乙証言等が信用できない旨縷々主張するが、原告の指摘する事情は全て、そもそも、関連性が薄いか、その裏付けとなる具体的な根拠に欠けるか、憶測に基づくか、又は些細な食い違い等であって乙証言等の基本的な信用性を揺るがすには至らないものであるかのいずれかであり、乙証言等の信用性を減殺するものとは認められないから、原告の主張は採用できない。

ウ 原告は、乙証言等とは全く違う内容を供述及び陳述する(以下「原告供述等」という。)。しかし、原告は、一方では、丙とGに頼まれて本件事業について名義を貸すことにし、各種手続をするのに協力した、本件事業の経理は乙が担当していたので売上げがどうなっているかは把握していない、Gの了解を得た携帯電話代、交通費、三回の旅費及びレンタカー代以

外に本件事業の売上げを費消したことはない旨供述等するが、他方では、2週間に1回程度本店に行っていた、本件事業の売上げから原告の個人的な飲食や釣り関係の支出をして費消した、これについて個別にGの了解を得ていないし、費消額について原告とGの間で認識の相違がある旨述べており、その供述等の内容に変遷が認められる。また、原告供述等は、本件店舗の酒類の仕入れ先である酒屋「M」の担当者訴外Lが取引内容を決定したのは原告であると述べていることとも矛盾する。原告は、平成17年1月にGから有限会社Uに本件事業を引き継いだと供述等するが、譲渡の対価の支払を証明する領収書や営業譲渡に関する契約書等が存在しないなど、客観的裏付けを欠いていて不合理である。さらに、本件補償金についても、原告は、本件補償金は原告の預金口座に入金され、その後、丙に渡したと供述等するが、これを裏付ける領収書等は存在しないなど、客観的裏付けを欠いていて不自然である上、国税不服審判所に対しては、Gに対する貸付金の返済金として原告が受け取ったと主張し、Gはこれに沿う供述をしていることとも合致しない。以上のとおり、原告供述等は、国税不服審判所に対する申述を含めた供述相互間で明らかな変遷がみられるほか、その供述内容を裏付ける客観的資料にも乏しいから、乙証言等と異なる部分について、これを信用することは困難である。

エ また、Gは、その証言及び陳述（甲18）において、原告の主張に沿う事実を述べる。しかし、Gは、一方では、丙から本件店舗の経営を引き継いだ、G自身破産していたので、原告の名義を借りることとした旨供述等し、他方では、丙から本件店舗の経営を引き継いで欲しい旨の申し入れがあったがその話は頓挫し、結局、原告がGに対する債権を回収するために本件店舗を経営するが、他の債権者の手前、G名義を貸すことになったと受け取れる供述等もしており、矛盾している。また、Gは、本件店舗を経営し、売上げの一部を費消していた旨述べるが、他方で丙の債権者との交渉や本件補償金の交渉は原告に任せた、クレジットカードによる売上げは知らない、乙や原告から収支はトントンと聞いていた、月額20万円ほどを受け取っていた、本件店舗の売上げや本件補償金が、Gの原告に対する借入金にどの様に充当されているか知らない旨述べるなど、Gは経営に関与していないと受け取れる供述等もしており、この点でも矛盾している。また、本店の公共料金の契約を途中からG名義にしたこと、平成14年6月に現況調査に赴いた執行官に対し、土地及び本店建物の転借人であるとして賃貸借契約書等を示したことについて、合理的な説明をしない。さらに、売上げの一部を持ち帰り、レジスターを操作して金額を合わせていた旨供述等するが、販売時点情報管理システムは操作して売上げをごまかすことはできないので、客観的事実と矛盾している。以上の様に、Gの証言及び陳述は、国税不服審判所に対するGの申述を含めた供述の相互間の明らかな矛盾や他の証拠との顕著な不整合が相当数散見され、そのことについて、何ら合理的な説明をするものでもないから、到底信用できないというべきである。

(2) 前提となる事実関係

上記判断を前提として当事者間に争いのない事実、証拠（乙6ないし19、21、24ないし28、32、34、43、53、証人乙）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

ア 本件事業を巡る様々な契約関係（不動産を除く。）

(ア) 本件クレジット契約

本件クレジット契約は、N（株式会社N）、O（株式会社O）及びP（P株式会社）の

三種類のクレジットカードについて、締結されている。契約申込日は、順に、平成13年12月14日（本件店舗）、平成14年1月6日（X店）及び同月26日（本店）、同月10日（X店）及び同年3月1日（本店）であり、解約日は、順に、平成17年3月1日、同年2月17日、同年3月16日である。又、本件クレジット契約の代表者名はいずれも原告であり、振込先指定銀行口座もいずれも本件原告口座であった。

(イ) その他の契約

本店については、訴外Q株式会社との間で、平成14年8月8日から平成15年8月7日までの間、厨房機器の保守契約が締結されているところ、原告は、平成14年8月23日付けで、訴外Q株式会社に対する本店の厨房機器保守契約書を作成している。また、原告は、本店の電話サービス並びに水道及び電気供給の各契約の契約者となっており、平成13年11月19日に訴外R株式会社に対して電気供給契約の申し込みをしたり、平成15年5月14日付けで、訴外S株式会社に対して割引サービス申込書やマイライン申込書を作成したりしているほか、岐阜市に対して水道料金及び下水料金を納入したりしている。なお、本店の電気供給契約については、平成14年7月ころ、契約者が原告からGに変更されている。

X店については、原告が本件事業の経営を始めた後である平成13年12月20日から、機械警備が開始されているところ、その警備料等の請求先は原告となっている。また、原告は、X店の電気供給契約の契約者となっており、平成13年11月19日に訴外R株式会社に対して電気供給契約の申し込みをしている。

イ 本件店舗における売上金の状況

(ア) 管理状況

本件店舗の売上げは、販売時点情報管理システムを導入したレジスターにより管理され、同レジスターからレジレポートを出力して日々の売上金を管理する形態となっていたところ、本件店舗の従業員は、これにより把握されたその日の売上金額、店舗で支払った経費、クレジット売上げ及び差引現金残高等を封筒に記載して封筒メモを作成し、本件封筒の中に売上金である現金を入れていた。そして、これを、平成14年2月ころから平成17年夏ころまでの間、原告の依頼を受けて本件事業の経理全般を担当していた乙に渡していた。その後、乙が、封筒メモに記載された差引現金残高と本件封筒内の現金が一致することを確認した後、これを同人の自宅に持ち帰って金庫の中で保管し、さらに、その現金の中から、本件事業に係る必要経費（所得税法183条1項に規定する給与等の必要経費のことである。）や原告が個人的な支出に必要であるとして要求した金銭を支出していた。乙は、原告に要求されて金銭を支出していた際、原告に横領を疑われないようにするため、上記各種支出に関する領収書や請求書を保存するとともに、収支の明細を記載した書面を作成し、保管していた。

(イ) 費消状況

原告は、乙に対し、領収証やクレジットカードの明細表を渡すなどして、乙が保管していた本件店舗の売上金（現金）から金員を取得するなどして、これを全て費消していたほか、従業員の給与などから源泉所得税分として天引きしていた現金もこれを納税することなく、費消していた。また、本件店舗のクレジットカード決済による売上金は、全て本件原告口座に入金されていた。

ウ 本件事業における経費負担の状況

(ア) 人件費

乙は、原告の指示に基づき、本件店舗の従業員各人のタイムカードから給与計算を行い、源泉所得税額に相当する金額を差し引いた金額を給与等として、給与明細書とともに従業員ごとに作成した封筒の中に入れて、本件店舗の各店長に渡していた。なお、上記の源泉所得税額に相当する金額分の現金を、1か月分ごとに袋分けし、その金額も記載した上で金庫の中で保管していたが、最終的には原告がこれを全て費消し、被告に納税されることはなかった。

(イ) 借地料

乙は、原告の指示に基づき、その管理する売上金から、本件店舗及び本店に附属する駐車場の借地料を地主（訴外戊、同丁及び同H）に支払っていた。なお、地代の値下げ交渉を行ったのは、原告自身である。

(ウ) その他の経費

乙は、原告の指示に基づき、その管理する売上金から、酒類の仕入れ等の掛買いによる各種仕入れ代及び電気、ガス、水道等の公共料金の支払を行っていた。なお、本件店舗の酒類の仕入れについては、原告が、値段や納品物の種類の交渉を仕入れ先の担当者と全て行っている。

エ 従業員に対する指揮監督

(ア) 従業員の採用

従業員の募集広告に記載する賃金の額を決定したのは原告であり、従業員の採用面接や採用の決定も、原告の指示に従って、本件店舗の店長等又は乙が行っていた。

(イ) 賃金等労働条件の決定

原告は、本件店舗の店長から従業員の勤務状況及び勤続年数の報告を受けて、採用後の従業員の賃金を決定していたほか、平成14年10月以降の皆勤手当の廃止、欠勤時の日割給与減額制度の導入等を決定し、これを自ら従業員に説明していた。

オ 本件事業を巡る不動産の権利関係とその帰趨

(ア) 本店

本店と関係のある不動産は、本店土地A、同B及び同C並びに本店建物及び遊技場建物であり、それぞれの権利関係及び契約関係は、別表5及び別表6各記載のとおりである。

本店土地A、本店建物及び遊技場建物は、平成14年5月7日、担保不動産競売が申し立てられ、執行官による現況調査や評価人による評価が実施されたところ、執行官は、Gが、本店土地A、本店建物及び遊技場建物を占有している旨、本店土地Aや本店建物に設定された平成15年法律第134号による改正前の民法395条に基づく短期賃貸借やこれを基礎とするGの転借権は、いずれも保護されるものではない旨、それぞれ現況調査報告書に記載している。そして、平成15年5月から平成16年3月にかけて3回にわたる売却実施を経て、最終的に、同年11月に実施された特別売却において、原告が売却価額と同額の合計3499万円で買受申出をし、同年12月2日、売却許可決定がなされて、原告が、本店土地A、本店建物及び遊技場建物の所有権を取得した。

(イ) X店

X店と関係のある不動産は、X店土地及びX店建物であり、それぞれの権利関係及び契

約関係は、別表5及び別表6各記載のとおりであり、X店土地については、平成14年2月4日、原告が所有者である訴外Hとの間で、17年余りの間を借地期間とする事業用借地権を設定し、X店建物については、平成13年4月10日、原告が丙からその所有権を取得している。なお、X店建物については、乙を転借人とするX店転貸借契約が存在し、X店転貸借契約書も作成されているところ、乙は、同契約書を作成したことは認めているが、同契約の実態はなく、原告の指示に従って同契約書に署名しただけであるとして、同契約の効力を否定している。

X店建物は、平成15年2月17日、担保不動産競売が申し立てられ、執行官による現況調査が実施されたところ、執行官は、原告が本件建物を所有し、乙がこれを占有している旨、X店建物に設定されたF及び乙の主張する賃貸権（転借権）はいずれも、抵当権に後れ、期間が3年を超えている旨、それぞれ現況調査報告書に記載している。そして、平成15年9月19日付け及び平成16年1月23日付けの2回にわたる売却実施を経て、最終的に、同年6月25日付けの売却実施において、原告が最低売却価格を上回る971万円で入札をしてX店建物を落札し、同年11月11日、X店建物の所有権を取得した。

(3) 判断

ア 以上の事実関係、特に、①本件クレジット契約、本店の厨房機器保守契約、電話サービス契約、水道供給契約及び電気供給契約並びにX店の警備保障契約及び電気供給契約といった本件事業に不可欠な契約の多くについて、原告の名義が使用されていること、②本件事業の現金売上げは原告の指示により乙の手元に、クレジットカードによる売上げは本件原告口座に、それぞれ集積され、乙が管理していた現金による売上金から本件事業に必要な借地料や給与等の経費が全て支出されるとともに、原告がその残額を全て費消していること、③従業員の給与等の労働条件や新規従業員の採否を原告が実質的に決定し、従業員に対する指揮監督権を有していたこと、④本件事業を巡る不動産の権利関係において、本件事業の実質的な所得の帰属者が原告であることを妨げるような事情が見当たらないことの各事情を総合して考慮すると、本件事業の実質的な所得の帰属主体は原告であり、給与等の支払をする者も原告であったと認められる。

イ 原告は、④本件遊技場事業においても、原告の名義を使った契約がある、⑤本店土地A、本店建物及び遊技場建物の競売事件において、それらの不動産の占有者と執行官により認定されているのはGである、⑥従業員が原告を「社長」と呼んでいるからといって、本件事業の所得が原告に帰属することになるわけではないなどと指摘し、原告は、本件事業の所得の実質的帰属者とはいえない旨主張する。

しかし、既に摘示したとおり、所得の実質的帰属者は、原告指摘の各事情から直接的に決せられるわけではなく、他の事情も総合的に考慮して初めて所得の実質的帰属者が決せられるものである以上、原告指摘の各事情が存在するとしても、上記認定の各事実に照らせば、上記認定を妨げる事情とまでは評価できないから、原告の主張は採用できない。

2 争点(2)について

(1) 本件補償金支払に至る外形的事実関係については、上記前提事実摘示のとおりであり、当事者間に争いが無いところ、これを前提とすれば、本件補償金の取得者は、原告であると認められる。

(2) 原告は、本件補償金を丙に全て渡した旨主張し、これに沿う原告供述等も存するが、証拠

(甲4の1)によっても、原告の銀行預金口座から、原告主張の日に、原告主張の金額の金員が出金されたことは認められるものの、これが丙に渡ったことは認められず、他に丙に金員が渡ったことを証明する証拠は何もないから、原告供述等によって、直ちに、本件補償金を丙が実質的に取得したとは認められない。

また、前記1(1)ウのとおりであって、原告供述等を含む原告の供述自体も、税務調査時、国税不服審判所に対する申述時及び本件訴訟時において、度々変遷し、全く一貫性がないところ、これについて、合理的な説明がなされていないことにも照らすと、上記認定に反する原告供述等は信用できないというべきである。そして、他に、上記認定を覆すに足りる証拠はない。

したがって、原告の主張は採用できない。

3 推計課税の必要性・合理性について

(1) 証拠(乙3)及び弁論の全趣旨によれば、①処分行政庁(名古屋西税務署)の調査担当者は、原告に対し、平成18年9月7日、同月13日、同年10月12日及び同年12月7日の4回にわたり、平成14年分から平成16年分の本件事業に係る帳簿書類等(以下「本件帳簿書類等」という。)の提示を求めたところ、原告は、本件事業の経営者は丙又はGであり原告ではないと虚偽の事実を述べて、本件帳簿書類等を一切提示しなかったこと、②平成14年1月1日から同年12月31日までの期間及び平成16年12月1日から同月31日までの期間(以下「本件推計計算期間」という。)については、原告の総収入額や必要経費の額を実額で把握することができなかったこと、③その余の期間については、実額計算の方法によって原告の所得金額を算定することが可能であり、また、本件推計計算期間については、本件事業における酒類の仕入金額について、取引実額を把握することができたことが認められる。

(2) 以上の事実からすると、本件推計期間について推計課税をする必要性が認められ、実額計算ができた期間における実績と酒類の仕入金額を基に、本件推計計算期間の総収入金額、必要経費の金額及び所得金額を算定することには合理性があるといえる。

4 まとめ

以上の判断を踏まえ、本件における税額等を計算すると、別表7ないし別表11の各記載のとおりとなり、本件各処分における総所得金額(所得税処分)、課税標準額(消費税等決定処分)及び納付すべき税額(重加算税又は不納付加算税の税額を含む。)は、上記別表7ないし別表11各記載の金額と同額か又はその額を超えるものではないから、本件各処分は適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 戸田 彰子

裁判官 福渡 裕貴

裁判官 坂川 波奈子

別表 1

所得税の課税処分等の経緯

(単位：円)

年分	項目\区分	確定申告	本件所得税処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決	
平成14年分	年 月 日	無申告	平成19年1月12日	平成19年3月1日	平成19年5月30日	平成19年6月25日	平成20年6月24日	
	総 所 得 金 額		14,975,569		14,970,484			
	内 訳	事業所得の金額		12,635,569		12,630,484		
		給与所得の金額		2,340,000		2,340,000		
	所 得 控 除		1,125,680		1,125,680			
	課 税 総 所 得 金 額		13,849,000	全部取消し	13,844,000	全部取消し	棄却	
	算 出 税 額		2,924,700		2,923,200			
	定 率 減 税 額		250,000		250,000			
	源 泉 徴 収 税 額		97,100		97,100			
	納 付 す べ き 税 額		2,577,000		2,576,100			
	重 加 算 税 の 額		1,028,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
平成15年分	年 月 日	無申告	平成19年1月12日	平成19年3月1日	平成19年5月30日	平成19年6月25日	平成20年6月24日	
	総 所 得 金 額		15,624,090					
	内 訳	事業所得の金額		12,850,882				
		給与所得の金額		1,500,000				
		一時所得の金額		1,273,208				
	所 得 控 除		571,000					
	課 税 総 所 得 金 額		15,053,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	算 出 税 額		3,285,900					
	定 率 減 税 額		250,000					
	源 泉 徴 収 税 額		74,300					
	納 付 す べ き 税 額		2,961,600					
重 加 算 税 の 額		1,184,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却		
平成16年分	年 月 日	平成18年11月29日	平成19年1月12日	平成19年3月1日	平成19年5月30日	平成19年6月25日	平成20年6月24日	
	総 所 得 金 額	2,370,000	14,731,633		14,729,992		14,706,883	
	内 訳	事業所得の金額	—	12,361,633		12,359,992		12,336,883
		給与所得の金額	2,340,000	2,340,000		2,340,000		2,340,000
		雑所得の金額	30,000	30,000		30,000		30,000
	所 得 控 除	813,000	813,000		810,000		813,000	
	課 税 総 所 得 金 額	1,557,000	13,918,000	全部取消し	13,916,000	全部取消し	13,893,000	
	算 出 税 額	155,700	2,945,400		2,944,800		2,937,900	
	定 率 減 税 額	31,140	250,000		250,000		250,000	
	源 泉 徴 収 税 額	125,100	125,100		125,100		125,100	
	納 付 す べ き 税 額	△540	2,570,300		2,569,700		2,562,800	
重 加 算 税 の 額	—	1,028,000	全部取消し	1,024,000	全部取消し	棄却		

(注) 1 「納付すべき税額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

2 一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

別表 2

消費税及び地方消費税の課税処分等の経緯

(単位：円)

年分	項目\区分	確定申告	本件消費税等 決定処分	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成 16 年 課 税 期 間	年 月 日	無申告	平成19年1月12日	平成19年3月1日	平成19年5月30日	平成19年6月25日	平成20年6月24日
	課 税 標 準 額	/	104,668,000	全部取消し	104,654,000	全部取消し	棄却
	納付すべき消費税額		4,186,720		4,186,160		
	納付すべき地方消費税額		1,046,600		1,046,500		
	消費税等の納付すべき税額		5,233,300		5,232,600		
	重 加 算 税 の 額		2,092,000	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却

別表 3

源泉所得税の納税告知処分等の経緯

(単位：円)

区分	納税告知処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
年 月 日	平成19年1月12日	平成19年3月1日	平成19年5月30日	平成19年6月25日	平成20年6月24日
源 泉 所 得 税 の 額	10,561,314	全部取消し	10,552,414	全部取消し	10,544,234
不 納 付 加 算 税 の 額	1,052,000	全部取消し	1,051,000	全部取消し	1,050,000

別表 3 の付表

源泉所得税の額及び不納付加算税の額の内訳

(単位：円)

区分		納税告知処分	賦課決定処分	異議決定		裁決	
所得の種類	支払期間	源泉所得税の額	不納付加算税の額	源泉所得税の額	不納付加算税の額	源泉所得税の額	不納付加算税の額
給与	平成14年 1月から 平成14年 6月まで	2,779,433	277,000	2,779,433	277,000	2,779,433	277,000
給与	平成14年 7月から 平成14年12月まで	2,195,060	219,000	2,186,160	218,000	2,186,160	218,000
給与	平成15年 1月から 平成15年 6月まで	1,598,243	159,000	1,598,243	159,000	1,598,243	159,000
給与	平成15年 7月から 平成15年12月まで	1,530,184	153,000	1,530,184	153,000	1,529,558	152,000
給与	平成16年 1月から 平成16年 6月まで	1,309,075	130,000	1,309,075	130,000	1,309,075	130,000
給与	平成16年 7月から 平成16年12月まで	1,149,319	114,000	1,149,319	114,000	1,141,765	114,000

別表 4

本件事業に係る土地及び建物

区分		所在	地番	家屋 番号	地目 (種類)	構造	地積 (床面積)
物件1	本店土地A	岐阜市		—	宅地	—	391.00㎡
物件2				—	宅地	—	261.00㎡
物件3				—	宅地	—	188.19㎡
物件4				—	宅地	—	170.23㎡
物件5	遊技場建物	岐阜市			遊技場	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺2階建	1階 250.97㎡
							2階 231.74㎡
物件6	本店建物	岐阜市			店舗	鉄骨造陸屋根・ ステンレス鋼板葺2階建	1階 287.62㎡
							2階 141.16㎡
物件7	X店建物	岐阜県本巣郡			店舗	木造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建	394.44㎡
					(付属建物) プロパン庫	コンクリートブロック 造スレート葺平家建	5.51㎡
物件8	本店土地B	岐阜市		—		—	701.00㎡
物件9	本店土地C	岐阜市		—		—	767.00㎡
物件10	X店土地	岐阜県本巣郡		—	宅地	—	160.00㎡
				—	宅地	—	1678.51㎡

本件事業に係る土地及び建物の権利関係

	本件土地 A	遊技場建物	本店建物	X店建物
抵当権設定仮登記				
受付	平成13年10月18日	平成13年10月18日	平成13年10月18日	平成13年10月18日
原因	平成13年4月10日 金銭消費貸借設定	平成13年4月10日 金銭消費貸借設定	平成13年4月10日 金銭消費貸借設定	平成13年4月10日 金銭消費貸借設定
債権額	1億円	1億円	1億円	1億円
債務者	丙	丙	丙	丙
権利者	甲	甲	甲	甲
賃借権設定仮登記				
受付	平成13年10月18日	平成13年10月18日	平成13年10月18日	平成13年10月18日
原因	平成13年4月10日設定	平成13年4月10日設定	平成13年4月10日設定	平成13年4月10日設定
借賃	1か月1㎡当り金10円	1か月1㎡当り金10円	1か月1㎡当り金10円	1か月1㎡当り金10円
存続期間	平成13年4月10日から5年	平成13年4月10日から3年	平成13年4月10日から3年	平成13年4月10日から3年
支払期	毎月末日	毎月末日	毎月末日	毎月末日
特約	譲渡・転貸ができる	譲渡・転貸ができる	譲渡・転貸ができる	譲渡・転貸ができる
権利者	F	F	F	F
差押				
受付	平成14年5月13日	平成14年5月13日	平成14年5月13日	平成15年2月10日
原因	平成14年5月9日	平成14年5月9日	平成14年5月9日	平成15年2月19日
	岐阜地裁競売開始決定	岐阜地裁競売開始決定	岐阜地裁競売開始決定	岐阜地裁競売開始決定
申立人	株式会社E銀行	株式会社E銀行	株式会社E銀行	T
差押登記抹消				
受付	平成17年1月14日	平成17年1月14日	平成17年1月14日	平成16年11月16日
原因	平成17年1月11日 担保不動産競売による売却	平成17年1月11日 担保不動産競売による売却	平成17年1月11日 担保不動産競売による売却	平成16年11月11日 担保不動産競売による売却
所有権移転				
受付	平成17年1月14日	平成17年1月14日	平成17年1月14日	平成13年11月13日
原因	平成17年1月11日 担保不動産競売による売却	平成17年1月11日 担保不動産競売による売却	平成17年1月11日 担保不動産競売による売却	平成13年4月10日売買
所有者	甲	甲	甲	甲

本件事業に係る土地及び建物の契約関係

	本店土地A	本店建物・遊技場建物	X店土地	X店建物
契約関係	賃貸借契約書	賃貸借契約書		賃貸借契約書
契約日	平成13年4月10日	平成13年4月10日		平成13年12月1日
契約期間	平成13年12月1日から平成18年11月末日までの5年間	平成13年12月1日から平成18年11月末日までの5年間		平成13年12月1日から平成18年11月末日までの5年間
賃貸人	丙	丙		甲
賃借人	F	F		F
賃料	1か月1㎡当り金10円	1か月1㎡当り金10円		3万円(月額)
敷金(保証金)				300万円
契約関係	転貸借契約書	転貸借契約書		転貸借契約書
契約日	平成13年12月1日	平成13年12月1日		平成13年12月1日
契約期間	平成13年12月1日から平成18年11月末日までの5年間	平成13年12月1日から平成18年11月末日までの5年間		平成13年12月1日から平成18年11月末日までの5年間
転貸人	F	F		F
転借人	G	G		乙
地代(月額)	5万円	10万円		5万円
敷金(保証金)	1000万円	1000万円		500万円
契約関係			X店借地権設定公正証書	
契約日			平成14年2月4日	
目的			X店土地に係る事業用借地権の設定	
借地期間			平成14年2月4日から平成31年6月3日までの17年間4ヶ月	
賃貸人			H	
賃借人			甲	
賃料(月額)			54万4000円	
敷金(保証金)			544万円	

被告主張額計算表 (所得税等)

(単位:円)

区分		年分等	平成14年分		平成15年分		平成16年分	
			本件裁決後の額	被告主張額	本件裁決後の額	被告主張額	本件裁決後の額	被告主張額
事業所得の金額		①	12,630,484	12,652,469	12,850,882	12,911,167	12,336,883	12,336,883
給与所得の金額		②	2,340,000	2,340,000	1,500,000	1,500,000	2,340,000	2,340,000
一時所得の金額		③	0	0	1,273,208	1,273,208	0	0
雑所得の金額		④	0	0	0	0	30,000	30,000
総所得金額 (①+②+③+④)		⑤	14,970,484	14,992,469	15,624,090	15,684,375	14,706,883	14,706,883
所得控除額	社会保険料控除の金額	⑥	680,680	680,680	126,000	126,000	433,000	433,000
	生命保険料控除の金額	⑦	50,000	50,000	50,000	50,000	0	0
	損害保険料控除の金額	⑧	15,000	15,000	15,000	15,000	0	0
	基礎控除の金額	⑨	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
所得控除額の合計金額 (⑥+⑦+⑧+⑨)		⑩	1,125,680	1,125,680	571,000	571,000	813,000	813,000
課税総所得金額 (⑤-⑩) (1,000円未満切捨て)		⑪	13,844,000	13,866,000	15,053,000	15,113,000	13,893,000	13,893,000
算出税額		⑫	2,923,200	2,929,800	3,285,900	3,303,900	2,937,900	2,937,900
定率減税額		⑬	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
源泉徴収税額		⑭	97,100	97,100	74,300	74,300	125,100	125,100
納付すべき税額 (⑫-⑬-⑭) (100円未満切捨て)		⑮	2,576,100	2,582,700	2,961,600	2,979,600	2,562,800	2,562,800
加算税	重加算税の基礎となる税額 (10,000円未満切捨て)	⑯	2,570,000	2,580,000	2,960,000	2,970,000	2,560,000	2,560,000
	重加算税の額	⑰	1,028,000	1,032,000	1,184,000	1,188,000	1,024,000	1,024,000

(注) 一時所得の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1に相当する金額である。

別表8 本件各年分の事業所得の金額（被告主張額）

(単位：円)

区分		平成14年分	平成15年分	平成16年分
総収入金額	①	109,925,890	109,436,880	109,887,430
必要経費の合計金額	②	97,273,421	96,525,713	97,550,547
事業所得の金額（①－②）	③	12,652,469	12,911,167	12,336,883

別表8の付表1 本件実額計算期間における総収入金額及び必要経費の額等（被告主張額）

(単位：円)

項目		年分等	本件実額計算期間			
			平成15年分	平成16年1月1日～平成11月30日	合計	
総収入金額	①		109,436,880	94,748,071	204,184,951	
必要経費	店舗総経費	②	24,578,261	22,515,688	47,093,949	
	乙支払経費	酒類仕入金額	③	11,896,752	9,747,550	21,644,302
		上記以外の支払経費	④	60,050,700	51,854,077	111,904,777
	減価償却費	⑤	0	36,413	36,413	
必要経費の合計金額（②＋③＋④＋⑤）		⑥	96,525,713	84,153,728	180,679,441	
本件酒仕入率（③÷①×100）		⑦			10.61%	
本件必要経费率（⑥÷①×100）		⑧			88.49%	

別表8の付表2 本件実額計算期間における平成16年分の減価償却費の計算（被告主張額）

減価償却資産の名称等	取得価額	耐用年数	償却方法	償却率	償却期間事業割合	減価償却費の額
X店建物	9,710,000円	20年	定額	0.050	1/12月 100%	36,413円

別表8の付表3 本件推計計算期間における総収入金額及び必要経費の額等（被告主張額）

(単位：円)

項目		年分等	本件推計計算期間	
			平成14年分	平成16年12月分
酒類仕入金額	①		11,663,137	1,606,286
本件酒仕入率	②		10.61%	
総収入金額（①÷②）	③		109,925,890	15,139,359
本件必要経费率	④		88.49%	
必要経費の額（③×④）	⑤		97,273,421	13,396,819

別表9

被告主張額計算表（消費税等）

（単位：円）

区分		年分等	平成16年課税期間	
			本件裁決後の額	被告主張額
課税資産の譲渡等の対価の額 （消費税等を含む）		①	109,887,430	109,887,430
消費税	課税標準額（①×100/105） （1,000円未満切捨て）	②	104,654,000	104,654,000
	消費税額（②×4/100）	③	4,816,160	4,186,160
	課税仕入れに係る消費税額	④	0	0
	納付すべき税額（③－④） （100円未満切捨て）	⑤	4,186,100	4,186,100
地方消費税	課税標準となる消費税額（＝⑤）	⑥	4,186,100	4,186,100
	納付すべき譲渡割額（⑥×25/100） （100円未満切捨て）	⑦	1,046,500	1,046,500
消費税等の納付すべき税額（⑤＋⑦）		⑧	5,232,600	5,232,600
加算税	重加算税の基礎となる税額 （10,000円未満切捨て）	⑨	5,230,000	5,230,000
	重加算税の額	⑩	2,092,000	2,092,000

別表 1 0

被告主張額計算表（給与等の金額）

（単位：円）

支払期間		本件裁決後の額	被告主張額
給与等の金額	平成14年1月から 平成14年6月まで	27,047,135	27,047,135
	平成14年7月から 平成14年12月まで	21,004,340	21,004,340
	平成15年1月から 平成15年6月まで	17,678,595	17,678,595
	平成15年7月から 平成15年12月まで	16,810,173	16,810,173
	平成16年1月から 平成16年6月まで	15,921,081	15,921,081
	平成16年7月から 平成16年12月まで	14,583,854	14,583,854

別表 1 1

被告主張額計算表（納付すべき源泉所得税の額及び不納付加算税の額）

（単位：円）

所得 種類	区分 支払期間	本件裁決後の額		被告主張額	
		源泉所得税の額	不納付加算税の額	源泉所得税の額	不納付加算税の額
給与	平成14年1月から 平成14年6月まで	2,779,433	277,000	2,877,085	287,000
給与	平成14年7月から 平成14年12月まで	2,186,160	218,000	2,247,423	224,000
給与	平成15年1月から 平成15年6月まで	1,598,243	159,000	1,699,961	169,000
給与	平成15年7月から 平成15年12月まで	1,529,558	152,000	1,529,558	152,000
給与	平成16年1月から 平成16年6月まで	1,309,075	130,000	1,362,379	136,000
給与	平成16年7月から 平成16年12月まで	1,141,765	114,000	1,141,765	114,000

別紙 省略